重大な消防法違反が認められる建物を流山市のホームページで公表する制度

1. 公表制度の目的

重大な消防法令違反が認められる 11. 公表の対象となる防火対象物 建物において火災が発生した場合、 ります。このような違反対象物に対し て消防機関が命令を行った場合、流 山市の広報・ホームページや建物自 体に命令内容が公示されることにな りますが、命令の公示までいくつかの 手続を踏まなければならず相当の期 間(改修期間を含む。)を要するため、 その間、建物の危険性に関する情報 が建物の利用者に提供されないこと になります。

流山市としては、これらの現状を踏 まえ消防庁からの助言に基づき、重 大な消防法令違反が認められる建物 について、その建物を利用しようとす る方々に建物の危険性に関する情 報を公表し、利用者等の選択・判断 を通じて防火安全に対する認識を高 めて火災被害の軽減を図ることを目 的に火災予防条例及び規則の改正 をするものです。

2. 改正内容

消防法で「特定防火対象物」と定めている、飲食店、物品販売店舗、ホ 人命に多大な被害が出るおそれがあ
「テル、病院等、不特定多数の方が利用する建物を公表の対象とします。

1項	イ	劇場、映画館等	5項	イ	旅館、ホテル棟	
		公会堂、集会場等	6項	イ	病院、診療所等	
2項	イ	キャバレー等			特別養護老人ホーム等	
		遊技場等		/\	老人デイサービスセンター等	
	/\	性風俗特殊営業店舗等			幼稚園等	
	-	カラオケボックス等	9項	イ	特殊浴場	
3項	イ	料理店等	16項	イ	特定複合用途対象物	
		飲食店等	16の2		地下街	
4項		物品販売店等	16の3		準地下街	
。 ハキの共会したできた						

|2. 公表の対象となる違反

特定防火対象物において消防法で設置が義務付けられる屋内消火栓 |設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が一切設置されていない と認められたものを公表対象とします。

屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火の		
崖内 / 八代設	ために使用する設備です。		
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消		
スノリングノ一設備	火する設備です。		
自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の熱や煙を自動的に感知し		
ロ刻へ火報和設備	て建物の利用者等に火災を知らせる設備です。		

3. 公表の方法と公表する内容

①公表の方法

流山市ホームページ等の掲載

- ②公表する内容
- ・違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・違反の内容(違反している消防設備の名称)
- ・その他消防長が必要と認める事項

3. 公表の流れ

立入検査



違反調査 公表要件該当の判定



違反事項が認められた 場合は、法令に基づく是 正指導を併せて実施

査察結果通知書の交付 公表の予告



査察結果通知書を交付 後14日経過しても、違 反事項が是正されない 場合は公表をすることを 併せて通知する。

公表の決定通知書交付



公表日の7日前までに文書 で通知します。

公 表 ホームページへの掲載等

ホームページ掲載後、違 反が是正されたら、ホー ムページから削除する。